

議案第65号

三朝町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について
次のとおり三朝町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正すること
について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の
議決を求める。

平成7年6月20日

三朝町長 安田真一郎

平成7年6月21日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

三朝町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和45年三朝町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「410万円以上2,100万円以下」を「490万円以上2,520万円以下」に「1,720万円以下」を「2,060万円以下」に改める。

第3条の2第1項中「2,500万円」を「3,000万円」に改める。

別表中

17,200,000円 以下	4,100,000円 以上
12,900,000円 以下	3,800,000円 以上
11,300,000円 以下	3,400,000円 以上
10,100,000円 以下	3,000,000円 以上
8,600,000円 以下	2,600,000円 以上
7,500,000円 以下	2,300,000円 以上
6,300,000円 以下	1,900,000円 以上
5,300,000円 以下	1,600,000円 以上

を

20,600,000円 以下	4,900,000円 以上
15,500,000円 以下	4,600,000円 以上
13,600,000円 以下	4,100,000円 以上
12,100,000円 以下	3,600,000円 以上
10,300,000円 以下	3,100,000円 以上
9,000,000円 以下	2,800,000円 以上
7,600,000円 以下	2,300,000円 以上
6,400,000円 以下	1,900,000円 以上

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

美野茂林西 身難会難理三

号 業同委理三

同条を五号を第一の同条金へ及び賞状并賞状の賞金へ及び賞状理三

号18業同委理三并21(第18)同条金へ及び賞状并賞状の賞金へ及び賞状理三

の第一号を次のように改定する。

第3条第1号中「10万円以上2,100万円以下」を「400万円以上2,200

万円以下」に「1,750万円以下」を「1,000万円以下」に改める。

第3条の2第1項中「2,500万円」を「3,000万円」に改める。

17,500,000円 以上	4,100,000円 以下
15,500,000円 以上	3,800,000円 以下
11,800,000円 以上	3,400,000円 以下
10,100,000円 以上	3,000,000円 以下
8,600,000円 以上	2,600,000円 以下
7,200,000円 以上	2,300,000円 以下
6,300,000円 以上	1,900,000円 以下
2,300,000円 以上	1,600,000円 以下

中表照